

公 示

指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社アイエー)	… 2
一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	… 3

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名
道路運送車両法第94条の8第1項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所
株式会社アイエー
代表取締役 藤井 敏光
神奈川県横浜市戸塚区品濃町545番地3
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
オートバックス稲城店
東京都稲城市大丸542番地
認証番号 第1-11364号
指定番号 関東指第1-3591号
4. 期 日
令和7年2月7日（金）9時30分
5. 場 所
関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階
6. 理 由
道路運送車両法第94条の8第1項第3号の規定違反

令和7年1月22日

関東運輸局長
藤田 礼子

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A09
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月18日
 - ② 申請者：京成バス株式会社
 - ③ 適用路線：千葉県内の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：13.5%
 - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：現金170円、IC168円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
本八幡駅～東松戸駅	320	315	370	14,400	16,650
松戸駅～市川駅	370	367	410	16,650	18,450
津田沼駅～藤崎	170	168	200	7,650	9,000
千葉駅～千城台駅	440	440	520	19,800	23,400
稲毛駅～あやめ台団地	210	210	240	9,450	10,800

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A10
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月18日
 - ② 申請者：京成バス株式会社
 - ③ 適用路線：東京都内の均一区間全路線
 - ④ 平均改定率：8.9%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	240	9,900	10,800

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A11
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月18日
 - ② 申請者：京成タウンバス株式会社
 - ③ 適用路線：東京都内の均一区間全路線（三郷線除く）
 - ④ 平均改定率：9.1%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	240	9,900	10,800

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

(1) 事案番号：24A12

(2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

(3) 事案の概要

① 申請年月日：令和6年12月18日

② 申請者：小田急バス株式会社

③ 適用路線：東京都内（小金井市・町田市・府中市・稲城市）の一般路線バス全路線

④ 平均改定率：9.5%

⑤ 初乗り運賃：250円（現行：現金・IC200円）

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
朝日町～榊原記念病院	200	200	250	8,940	11,250
朝日町～朝日町三丁目	200	200	250	8,940	11,250
市境～新小金井駅	200	200	250	8,940	11,250

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

(1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事案の件名及び事案番号

(3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

(4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A13
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月25日
 - ② 申請者：茨城急行自動車株式会社
 - ③ 適用路線：茨城県内（古河営業所管内）の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：37.4%
 - ⑤ 初乗り運賃：220円（現行：160円）
 - ⑥ 現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃		通勤定期1ヶ月	
	現行	申請	現行	申請
古河駅東口～小堤	310	440	13,020	19,800
古河駅東口～古河市三和庁舎	550	770	23,100	34,650
古河駅東口～八千代町役場	770	1,050	32,340	47,250

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A14
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月25日
 - ② 申請者：朝日自動車株式会社
 - ③ 適用路線：茨城県内及び千葉県内の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：36.1%
 - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：現金150、IC147円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
川間駅～関宿中央ターミナル	360	356	500	16,200	22,500
川間駅～権現参道入口	220	220	310	9,900	13,950
古河駅～境車庫	730	724	900	30,660	40,500

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A15
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月25日
 - ② 申請者：朝日自動車株式会社
 - ③ 適用路線：群馬県内の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：20.7%
 - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：現金160、IC157円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
太田駅～熊谷駅	560	560	1,150	23,520	51,750
太田駅～古戸川岸	390	388	460	16,380	20,700
西小泉駅～熊谷駅	560	560	820	23,520	36,900

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A16
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月25日
 - ② 申請者：西武バス株式会社
 - ③ 適用路線：東京都内の均一区間全路線
 - ④ 平均改定率：11.62%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	250	9,900	11,250

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A17
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月26日
 - ② 申請者：ジェイアールバス関東株式会社
 - ③ 適用路線：茨城県内の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：30.3%
 - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：現金・IC160円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
土浦駅～江戸崎	850	850	1,170	35,700	49,140
土浦三高下～江戸崎	730	730	1,000	30,660	42,000
土浦駅～イオンモール土浦	220	210	270	9,240	11,340
古河駅～大綱	560	560	760	23,520	31,920

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A18
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月27日
 - ② 申請者：ジェイアールバス関東株式会社
 - ③ 適用路線：千葉県内の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：30.0%
 - ⑤ 初乗り運賃：210円（現行：現金・IC160円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
成田～三里塚	500	500	630	22,500	28,350
成田～成田空港第1T	690	690	960	28,200	38,550
館山～安房白浜	610	610	1,020	29,820	40,350
館山～安房自然村	490	490	710	22,050	31,050

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年1月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A19
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年12月27日
 - ② 申請者：ジェイアールバス関東株式会社
 - ③ 適用路線：群馬県及び栃木県内（地帯制区間を除く）の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：30.1%
 - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：現金・IC150円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
西那須野～塩原温泉バスターミナル	940	940	1,340	39,480	56,280
作新学院～茂木	1,410	1,410	1,960	59,220	82,320
JR宇都宮駅～芳賀工業団地管理センター	740	740	970	31,080	40,740
長野原草津口～草津温泉	710	710	940	29,820	39,480

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上